

判決年月日	平成27年6月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成26年(ネ)第10004号		
<p>○被控訴人ゲームの一部の選手カードと、控訴人ゲームの一部の選手カードは、表現上の本質的特徴を同一にしているものと認められるとして、被控訴人による同選手カードについての著作権侵害を肯定し、これを否定した原判決の一部が変更された事例。</p>			

(関連条文) 著作権法21条, 23条, 27条, 114条2項

判決要旨

1 事案の概要

本件は、「プロ野球ドリームナイン」というタイトルのゲーム(控訴人ゲーム)をソーシャルネットワークキングサービス(SNS)上で提供・配信している控訴人が、「大熱狂!! プロ野球カード」というタイトルのゲーム(被控訴人ゲーム)を提供・配信している被控訴人に対し、主位的には、①被控訴人が、控訴人ゲームを複製又は翻案して被控訴人ゲームを自動公衆送信することによって控訴人の有する著作権を侵害していることを理由として、不法行為に基づき損害賠償及び遅延損害金の支払を、予備的には、②被控訴人ゲームの提供・配信は、控訴人ゲームを提供・配信することによって生じる控訴人の営業活動上の利益を不法に侵害する一般不法行為に該当することを理由として、不法行為に基づき損害賠償及び遅延損害金の支払を求める事案である(原審においては、①及び②以外の請求もされているが、控訴審においては、これらの請求のみが審理の対象となっている。)

2 原判決

原判決は、①については、被控訴人ゲームは控訴人ゲームの複製又は翻案には当たらないとして、②については、被控訴人の行為は民法上の不法行為を構成するものではないとして、控訴人(一審原告)の請求を全部棄却した。

3 当審における主な争点

当審における主な争点は、①著作権侵害の有無、②被控訴人ゲームの配信行為の一般不法行為の成否(予備的請求)、③損害額の3点である。

4 本判決

(1) 著作権侵害の有無

ア 本判決は、被控訴人ゲームの選手カードのうち2枚(中島選手、ダルビッシュ選手)については、控訴人ゲームの選手カードの翻案権、公衆送信権の侵害に当たるとした。

「・・・両ゲームの中島選手の選手カードをみると、本体写真のポーズ及び配置、多色刷りで本体写真を拡大した二重表示部分の存在、部位や位置関係、背景の炎及び放射線状の閃光の描き方という具体的な表現が同一であり、これによって中島選手の力強いスイングによる躍動感や迫力が伝わってくるものであって、両選手カードは、表現上の本質的特

徴を同一にしているものと認められ、また、その表現上の本質的特徴を同一にしている部分において思想又は感情の創作的表現があるものと認められる。

これに対し、中島選手の前記相違点のうち、①及び②は前記のとおり表現上の本質的な特徴とはいえないし（略）、③二重表示の写真の大きさの程度の違いは、・・・全体の印象を左右するような大きな違いとはいえない。また、④の二重写真の色味や⑤炎の色味の違い及び閃光を強調する楕円形状の有無の違いはあるものの、・・・これらの相違点が上記共通点から受ける印象を凌駕するものとはいえない。・・・

したがって、被控訴人ゲームの中島選手の選手カードは、・・・控訴人ゲームの同選手カードを翻案したものと認められる。」

「両ゲームのダルビッシュ選手の選手カードについても、・・・本体写真のポーズ及び配置、多色刷りで本体写真を拡大した二重表示部分の存在、部位や位置関係、背景の炎及び放射線状の閃光の描き方という具体的な表現が共通であり、これによってダルビッシュ選手の力強い投球動作による躍動感や迫力が伝わってくるものであって、両選手カードは、表現上の本質的特徴を同一にしているものと認められ、また、その表現上の本質的特徴を同一にしている部分において思想又は感情の創作的表現があるものと認められる。

これに対し、ダルビッシュ選手についての各相違点が上記共通点から受ける印象を凌駕するものとはいえないことは、中島選手と同様である。

したがって、被控訴人ゲームのダルビッシュ選手の選手カードは、中島選手についてと同様に、控訴人ゲームのダルビッシュ選手のカードを翻案したものと認められる。」

イ 本判決は、被控訴人ゲームのうち、控訴人が具体的に対比をして主張をしていた他の2枚の選手カード（坂本選手、今江選手）については、表現上の本質的特徴を異にするとして著作権侵害を認めず、また、これら以外の選手カード、選手ガチャ（ゲーム内において選手カードを入手する際に表示される動画）その他の表現についても、控訴人ゲームの複製又は翻案には当たらないと判断した。

(2) 被控訴人ゲームの配信行為の一般不法行為の成否

本判決は、控訴人の主張するゲームシステムをもって、一般不法行為法上保護すべき法益と認めることはできず、また、被控訴人に自由競争の範囲を逸脱するような行為があったことを認めるだけの事情も見当たらないとして、一般不法行為の成立を否定した。

(3) 著作権侵害による損害額

本判決は、著作権法114条2項の利益は、被控訴人がレアパックの販売から得た利益のうち、著作権侵害が認められた2選手カードによって得られた利益に相当する額が当たり、その点の立証責任は控訴人にあるものとした上で、同利益は少なくとも8%と認めた。そして、同利益のうち、選手カードの表現以外の事情が寄与したかどうかについては、同項の推定の覆滅事由の有無として、被控訴人に立証責任があるものとした上で、表現以外の要素が寄与している割合は少なくとも90%であると認めて、損害額を認定した。